

## 沼津市長寿福祉課所管施設指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 27 年 2 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沼津市長寿福祉課の所管する施設（以下「所管施設」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を沼津市指定管理者制度運用指針（平成 17 年 7 月 19 日施行。以下「運用指針」という。）に基づき公平かつ適正に実施するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「所管施設」とは、以下の施設をいう。

- (1) 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）
- (2) 沼津市高齢者就業センター
- (3) 沼津市高齢者介護予防拠点施設（いきいきホーム松下）
- (4) 沼津市高齢者福祉センター
- (5) 沼津市老人デイサービスセンター

(指定管理者の公募)

第 3 条 市長は、所管施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者を原則公募するものとする。

- (1) 所管施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び管理業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 申請の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請書の添付書類)

第 4 条 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例施行規則（平成 7 年沼津市規則第 19 号）第 12 条第 2 項第 5 号、沼津市高齢者就業センター条例施行規則（平成 19 年沼津市規則第 52 号）第 5 条第 2 項第 5 号、沼津市高齢者介護予防拠点施設条例施行規則（平成 13 年沼津市規則第 43 号）第 8 条第 2 項第 5 号、沼津市高齢者福祉センター条例施行規則（平成 10 年沼津市規則第 8 号）第 7 条第 2 項第 5 号及び沼津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成 7 年沼津市規則第 21 号）第 4 条第 2 項第 5 号に規定する書類は、設立趣旨、事業内容のパンフレット等指定を申請するものの概要がわかるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第 5 条 指定管理者の選定は、次の各号に掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 所管施設の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 所管施設の効果的な管理が実現できること。

(3) 事業計画書に基づく管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

(4) 所管施設の設置目的に基づき、地域のニーズにあわせた事業の実施ができること。

(5) 沼津市民の福祉に資する事業が実現できること。

(指定管理者の選定)

第6条 市長は、指定管理者の応募をしたものの中から指定管理者の選定を行うものとする。

2 市長は、前項の選定に当たり、次条に定める沼津市長寿福祉課所管施設指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）の意見を聞くものとする。

3 前項の規定は、運用指針に基づき公募を行わずに指定管理者を選定する場合に準用する。

(委員会)

第7条 指定管理者の選定について市長に意見を述べるために、委員会を置く。

2 委員会は、4人以内の委員をもって組織する。

3 各前項に定めるほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定)

第8条 市長は、第6条の規定により選定したもの（以下「候補者」という。）について議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者として指定する。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けたものは、所管施設の管理に関する次に掲げる項目を記載した協定を市長と締結しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者の業務の範囲
- (4) 事業計画の実施の条件
- (5) 市長が支払うべき経費の額及び支払い方法
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 環境マネジメントに関する事
- (8) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消等)

第10条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が管理業務若しくは経理の状況に関する報告又は実施調査に基づく必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設指定管理者の選定等に関する要綱、沼津市高齢者就業センター指定管理者の選定等に関する要綱、沼津市高齢者介護予防拠点施設指定管理者の選定等に関する要綱、沼津市高齢者福祉センター指定管理者の選定等に関する要綱、沼津市老人デイサービスセンター指定管理者の選定等に関する要綱及び沼津市戸田老人憩の家指定管理者の選定等に関する要綱は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。